

Interactive Training in Communication – Japan

ITC-J

東京クラブ会則

(細則付)

十進法表記



2025 年 2 月 修正

(修正箇所は赤字で示す。)

Interactive Training in Communication – Japan

Interactive Training in Communication – Japan

東京クラブ会則および細則

目 次

第 1 条	名称
第 2 条	目的
第 3 条	会員
第 4 条	会計年度と財務
第 5 条	クラブの資格
第 6 条	クラブの合併
第 7 条	選出役員
第 8 条	指名と選挙
第 9 条	任命役員
第 10 条	会合と定足数
第 11 条	役員会
第 12 条	委員会とその任務
第 13 条	議事運営法の典拠
第 14 条	会則と細則
細則	

Interactive Training in Communication – Japan

インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション – ジャパン

東京クラブ会則

第 1 条

1. 名称
- 1.1 このクラブは Interactive Training in Communication-Japan（インタラクティブ トレーニング イン コミュニケーション – ジャパン 略称 ITC-J とする）に承認され、その名称は ITC-J 東京クラブとし、ITC-J カウンسل No.8 に属する。

第 2 条

2. 目的
- 2.1 このクラブの目的は、ITC-J 会則に定められているとおりに、ITC-J の目標及び方針を実行することにある。
- 2.2 クラブは：
ITC-J の方針のもと、コミュニケーション技術と指導力の養成のためのトレーニングを行う。

第 3 条

3. 会員
会員とは、要求されるすべてのレベルに会費を払った人のことである。
- 3.1. 入会申込
- 3.1.1. 入会希望者は、入会申込書を提出し、クラブの過半数の賛成をもって入会が許可される。
- 3.1.2. 入会が許可されたら、必要な会費及び費用を納めて新入会員となり、導入式を行うものとする。
- 3.2. 正会員
正会員は ITC-J、カウンシルおよびクラブの会費と費用及び負担金を規定通りに納め、クラブの活動に参加し、例会で役を引き受け、委員会の仕事をし、例会に常に出席するものとする。
正会員は有資格会員であり、正会員のみがクラブ例会での投票権を有し、どのレベルでも役職に就き、上部レベルにおいてクラブを代表し、ITC-J のコンテストに参加し、ITC-J ウェブサイトの会員専用セクションにアクセスできる特典と権利を有する。
- 3.3. 重複会員
正会員は ITC-J に払うべき一人分の会費、費用及び負担金を納めれば、同時に 2 つ以上のクラブに属することができる。2 つ以上のクラブに所属する会員は他方のクラブでは重複会員とよばれる。該当するクラブ、カウンシルで規定されている会費、費用、負担金を納めなければならない。上のレベルでは 1 つのクラブの代表となるのみである。
- 3.4. 会員の移籍
受け入れクラブの了承があれば、会員は移籍の申請が出来る。受け入れクラブが ITC-J 役員会

- へ移籍を報告する。クラブと、カウンスルの移動があればカウンスルの、在籍月数に応じて納入した会費を按分して会計が移籍先へ送金し、差額は移籍先で精算する。
- 3.5. 退会
会員はこのクラブを退会することができる。

第4条

4. 会計年度と財務
- 4.1. 会計年度
- 4.2. クラブの会計年度は、8月1日から翌年の7月31日までとする。
- 4.3. 財務
クラブは独立した会計とする。
- 4.4. 年会費
会員は、ITC-J、カウンスルおよびクラブが定めた年会費を期日までに納める。
- 4.5. 費用及び負担金
会員は、ITC-J、カウンスルおよびクラブで認可された費用および負担金を納める。
- 経費
役員および委員会の経費は予算で定められ、項目別経費明細書（領収書）の提示をもって、会計から支払われる。

第5条

5. クラブの資格
- 5.1. 有資格クラブの条件
ITC-Jで有資格であるためには、クラブは人数分の各レベルの会費と費用および負担金を期日までに納入しなければならない。

第6条

6. クラブの合併
カウンスル会長およびITC-J会長に申請した後、クラブは1つ或いはそれ以上のクラブと合併することができる。この場合各クラブは予告後、合併を承認する決議案を2/3の表決で採択しておかなければならない。各クラブの会計にあるすべての資金は新しいクラブの会計に移される。

第7条

7. 選出役員
- 7.1. 選出役員
- 7.1.1. クラブ選出役員は、会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名、カウンスルへの派遣員1名とする。
- 7.1.2. 役員は会計年度の始まる8月1日に任務に就く。任期は1年または後任が選出されるまで、

- あるいは辞任、死去またはクラブ会員が予告後、3 分の 2 の賛成で動議を採択し退任を決定するまで任期を務める。
- 7.1.3. いずれの選出役員も同一役職に連続して 2 期を越えて就任することはできない。
- 7.1.4. 会計は ITC-J のすべてのレベルに役員変更を報告する。
- 7.1.5. クラブ役員はその任期中、カウンスルまたは ITC-J レベルの選出役員を兼任することができる。
- 7.2. 選出役員の任務
- 7.2.1. 会長は：
- 7.2.1.a. すべてのクラブ例会および役員会の議長を務める。
- 7.2.1.b. 役員会の承認を得て、指名委員会以外のすべての常任委員長、議会法規役員及び CLO を任命する。
- 7.2.1.c. 必要に応じ、特別委員会、その他の役員を役員会の承認を得て任命する。
- 7.2.1.d. 指名委員会以外のすべての委員会の職権上の委員となる。
- 7.2.1.e. クラブが負担すべき経費支払いのために発行するすべての請求書に連署する。
- 7.2.1.f. クラブの諸活動を監督する。
- 7.2.2. 第一副会長は：
- 7.2.2.a. 会長が欠席の時、または会長の要請に応じて議長を務める。
- 7.2.2.b. プログラム・教育委員会の委員長を務める。
- 7.2.3. 第二副会長は：
- 7.2.3.a. 会員委員会の委員長を務める。
- 7.2.3.b. 新入会員の教育指導の責任を持つ。
- 7.2.4. 書記は：
- 7.2.4.a. クラブ例会および役員会の議事録を作成する。
- 7.2.4.b. 会長あるいは役員会の指示に従い通信事務を行う。
- 7.2.4.c. 定められた通りカウンスルと ITC-J に会員名簿を送る。
- 7.2.4.d. 役員会の提案事項と決定事項を会員に報告する。
- 7.2.4.e. 会員が 2 回連続して欠席した場合、会員委員長に報告する。
- 7.2.4.f. 照会のため、最新の会則と細則を所持する。
- 7.2.5. 会計は：
- 7.2.5.a. 会費を受け取り領収書を発行する。
- 7.2.5.b. クラブで承認された通りに支払いをする。
- 7.2.5.c. すべての収入および支出を記録する。
- 7.2.5.d. 例会毎に項目別の収入と支出の報告書を提出する。
- 7.2.5.e. 8 月 1 日またはそれ以前にカウンスル会計と ITC-J 会計へ会費を送金する。
- 7.2.5.f. ITC-J のすべてのレベルに、その期の役員の変更と連絡先の変更を報告する。
- 7.2.5.g. 新しく会員が入会すれば、報告書と必要な会費と費用をカウンスル会計および ITC-J 会計に送る。
- 7.2.5.h. 会計年度末およびクラブや役員会の要請があった場合に、会計監査のための帳簿と財務報告書

- を提出する。
- 7.2.5.i. 予算・財務委員会の職権上の委員となる。
 - 7.2.6. カウンシルへの派遣員は：
 - 7.2.6.a. カウンシルの会合および活動においてクラブを代表する。
 - 7.2.6.b. 要請に応じてカウンシル会合に参加する。
 - 7.2.6.c. クラブの指示またはクラブの最上の利益のために投票する。
 - 7.2.6.d. カウンシル会合の日程、予定、提案、議事決定事項、プログラムおよび諸活動をクラブに報告する。
 - 7.2.7. 一般的任務
 - 7.2.7.a. 各役員は、必要に応じてその他の任務を行う。
 - 7.2.7.b. 各役員は年間報告書を作成する。
 - 7.2.7.c. 各役職の引継ぎ書類は、会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者に引き渡す。

第 8 条

- 8. 指名と選挙
 - 8.1. 指名

選挙を行う 3 回前の例会で 3 名より構成される指名委員会を選出する。指名委員会は選挙を行う 1 回前の例会において候補者名簿を発表する。
 - 8.2. 会場からの指名

選挙を行う 1 回前の例会および選挙当日の例会で、被指名者が出席している場合あるいは就任承諾書があれば、会場から指名することができる。
 - 8.3. 選挙
 - 8.3.1. 役員選挙は会計年度末までに行う。
 - 8.3.2. 選挙は無記名投票で行われるが、候補者が 1 つの役職に対して 1 名しかいない場合は口頭採決で行ってもよい。
 - 8.3.3. 役員はすべて投票数の過半数を得て当選する。得票数が過半数に満たない場合は得票数のもっとも少ない候補者を除き、投票は過半数を獲得する候補者がでるまで続けられる。
 - 8.4. 欠員

会長が欠員になった場合は第一副会長が会長に就任する。他の役員の欠員は、欠員発表の次の例会で特別選挙により補充される。
 - 8.5. 派遣員と代理人
 - 8.5.1. カウンシル

カウンシルへの派遣員がカウンシル会合に欠席の場合、クラブは代理人を送ることができる。
 - 8.5.2. ITC-J

クラブは ITC-J 年次大会のために 1 名の派遣員と 1 名の代理人を任命することができる。これらの派遣員と代理人は ITC-J で定められた資格のある者でなければならない。

第 9 条

- 9. 任命役員
- 9.1. このクラブの任命役員は、議会法規役員とコミュニケーション リエゾン オフィサー (CLO) とする。
- 9.2. 任命役員の任務
- 9.2.1. 議会法規役員は：
 - 9.2.1.a. 要請に応じて会長及び会員に議事運営手順について助言する。
 - 9.2.1.b. クラブ役員会の要請に応じて役員会に出席する。
 - 9.2.1.c. 会則・決議委員会と協力してすべてのレベルの会則と細則を最新のものにしておく。
- 9.2.2. コミュニケーション リエゾン オフィサー (CLO) は：
ITC-J とカウンスル、クラブ間のコミュニケーションを広める責任を有する。

第 10 条

- 10. 会合と定足数
- 10.1. 会合
- 10.1.1. 例会
クラブの例会は細則に記載されている場所と時間において開催する。
- 10.1.2. 特別会合
緊急の場合、会長または 2 名の役員の招集により、特別会合を開くことができる。ただし、全員に通知されていなければならない。
- 10.2. 定足数
正会員の過半数をクラブのあらゆる議事運営の定足数とする。

第 11 条

- 11. 役員会
- 11.1. 構成
クラブの役員会は選出役員で構成される。
- 11.2. 会合
役員会は会長の招集で開催される。
または万一会長が拒否しても、2 名の役員の招集により開くことができる。
- 11.3. 権限
役員会は一般事項決定権と、クラブの決議で定められた権限を有する。役員会は必要に応じて例会と例会の間におきた事務事項を処理すること、また提案事項を提出してクラブに採択を求めることができる。
- 11.4. 定足数
役員会はその過半数をもって定足数とする。

第 12 条

- 12. 委員会とその任務

- 12.1. 常任委員会
クラブの常任委員会は、会計監査、予算・財務、会則・決議、プログラム・教育、会員、儀典、スピーチコンテスト、広報・歴史（ウェブサイト）とする。
- 12.2. 常任委員会の任務
 - 12.2.1. 会計監査委員会は：
 - 12.2.1.a. 会計年度末およびクラブや役員会の要請に応じて監査を行う。
 - 12.2.1.b. 会計監査終了後、報告書と財務報告書とを 8 月 20 日までに役員会に提出する。
 - 12.2.2. 予算・財務委員会は：
 - 12.2.2.a. クラブの予算をたて、役員会の承認を得た後、クラブの承認を得るため予算案を第 1 回例会に提出する。
 - 12.2.2.b. 年度半ばで予算を見直し、必要があれば補正を勧告する。
 - 12.2.3. 会則・決議委員会は：
 - 12.2.3.a. ITC-J 年次大会、カウンスル会合で採択された結果生ずるあらゆる必須の変更をクラブ会則に組み入れる。
 - 12.2.3.b. 第 14 条の条項に従って修正案をクラブに提出し、採択を求めてそれに応じてクラブ会則を最新のものにす。
 - 12.2.3.c. 意図を反映させるために必要な場合、内容を変更する結果にならなければ、条項および項目の表記、句読点および参照をなおし、その他適応させるための変更をする権限が与えらる。
 - 12.2.3.e. ITC-J およびカウンスル会則に対して提出された修正案を検討し、上記のそれぞれのレベルでクラブの派遣員が取るべき立場を決定するために、クラブに対して審議を要請する。
 - 12.2.4. プログラム・教育委員会は：
 - 12.2.4.a. 学習内容と教育の計画を立て、すべてのプログラムに対して責任を持つ。
 - 12.2.4.b. クラブの定まった手順に従ってプログラムを発表する。
 - 12.2.5. 会員委員会は：
 - 12.2.5.a. クラブの方針に基づいて、会員の維持と増強のための活動を行う。
 - 12.2.5.b. すべての入会申込書を受理する。
 - 12.2.5.c. 新入会員のオリエンテーションを行う。
 - 12.2.6. 儀典委員会は：
 - 12.2.6.a. クラブ例会の儀典の責任を持つ。
 - 12.2.7. スピーチコンテスト委員会は：
最新の ITC-J スピーチコンテスト規則に従って、クラブのスピーチコンテストを行う。
 - 12.2.8. 広報・歴史（ウェブサイト）委員会は：
 - 12.2.8.a. 役員会の要請により、クラブのウェブサイトの更新および管理を行う。
 - 12.2.8.b. 必要に応じて広報・渉外活動を行う。
 - 12.2.8.c. クラブの歴史を保管する。
 - 12.2.9. 一般的任務
 - 12.2.9.a. 各委員長は年間報告書を作成する。
 - 12.2.9.b. 各委員会の引継ぎ書類は、会長の指示の下に 8 月 1 日までに後任者へ引き渡す。

第 13 条

13. 議事運営法の典拠

ロバート議事規則新改訂版（最新版）が、本会則または ITC-J 会則に明記されていない手続き上および議事運営上のすべての疑問点に適用されるものとする。

第 14 条

14. 会則と細則

14.1. 採択

クラブは上部レベルの会則と矛盾しない会則および細則を採択し、それによって運営される。

14.2. 修正

本会則は、修正案が前回例会の事務会議で文書により提出されているか朗読されていれば、3 分の 2 の賛成によってクラブ例会で修正することができる。但し、会則の改正が許可されていて、次回例会で改正委員会が報告するという通達があれば、改正会則が朗読されなくても十分な通達がなされたものとする。

14.3. 自動修正

ITC-J 会則が修正されそれに対応して本会則の修正が必要な場合、あるいは ITC-J 会則と矛盾が生じた場合、本会則は ITC-J 年次大会で投票により採択された修正に従って自動的に修正される。

14.4. 緊急条項

例会と例会の間で決定が必要である場合、あるいは例会が開催されない場合の緊急時に、電子メールまたは郵便による投票で修正案の表決を行うことができる。この場合修正案はそれぞれが有効となる日付の 30 日前までに、クラブの全正会員に送られる。その議題は正会員から受け取った総回答数の 3 分の 2 の賛成投票によって採択される。

採択日 2018 年 6 月 19 日

自動修正 2018 年 9 月 18 日

表記変更 2018 年 12 月 18 日

修正 2023 年 12 月 19 日

細 則

1. 会合
 - 1.1. 東京クラブ例会は毎月第3火曜日午前11時30分より午後2時30分まで、東京ウイメンズプラザにおいて開催する。但し特例として、例会日時、場所および形式の変更は役員会が決定し会員に通知することができる。
 - 1.2. 例会場所および時間は会員の3分の2の表決によって変更することができる。
 - 1.3. 6月の例会を役員交代式とし、7月、8月は休会とする。
2. 会費
 - 2.1. 年会費は次の通りとする。

ITC-J 会費	7,000 円
カウンスル会費	4,500 円
当クラブ会費	15,000 円
 - 2.2. 年度の途中で入会した会員は、クラブに会員の申請をした月から、その会計年度の終わりまで月割りで計算した会費を各レベルへ支払う。
 - 2.3. 毎月の例会における食事代は各自が負担する。
 - 2.4. 新年度会費は6月と9月の2回に分けて納入する。
その納入方法は、6月例会でITC-J会費、カウンスル会費を納め、9月例会でクラブ会費を納めるものとする。
 - 2.5. 納入した会費は返済しない。
3. 旅費
 - 3.1. クラブ会長、ITC-J 年次大会への派遣員、カウンスルへの派遣員、スピーチコンテスト出場者およびクラブの代表としての会員が、関東地区（一都六県）以外での会合に出席する場合その旅費が支給される。なお、以上の役職の仕事を代理が行った場合は、その代理に支給されるものとする。上部レベルから支給される場合はその差額が支払われる。但し、クラブ予算内でまかなう。
4. 年度末の支払い
 - 4.1. 年度末の最終例会後、年度末までに発生する会計請求に関して、其の請求が予算内あるいは、予算を超える3,000円以内であれば、役員会の承認をもって支払うことができる。
5. 会員
 - 5.1. 入会申し込みは、例会に2回以上出席した後、提出することができる。
 - 5.2. 正当の理由を申し出ることなく、2回続けて例会に欠席した正会員には、その人の会員としての資格が危うくなっていることを通知する。もし正当な理由を届けず、第3回目の会合にも欠席した場合は、自動的に除名する。
 - 5.3. 賛助会員
 - (1) 本人が希望し、下記(3)の条件を満たし、クラブ会員の過半数の賛同が得られた場合、賛助会員として認められる。
 - (2) 賛助会員の年会費は正会員と同じ15,000円とし、9月例会で納入する。

(3) 賛助会員の条件

①ITC 会員歴 20 年以上の在籍者（他クラブでの在籍も含む）。

②東京クラブの会長を含め、4 役職の経験者で、カウンスルレベル以上の役職を 1 度以上経験し、上部レベルの組織から退会する意思のある者。

(4) 活動範囲は常任委員会に所属するが、東京クラブ内に限定される。

6. 慶弔

会員の慶弔の際には、カードにてクラブ会員の意を表する。

7. この細則は前もって通達がない場合は会員の 3 分の 2 の賛成により、また、前もって通達があった場合は過半数の賛成により、修正および廃止することができる。

採択日 2018 年 6 月 19 日

修正 2018 年 12 月 18 日

表記変更 2019 年 1 月 15 日

修正 2020 年 2 月 18 日

修正 2021 年 9 月 21 日

修正 2022 年 1 月 18 日

修正 2023 年 10 月 17 日

修正 2025 年 2 月 12 日